

平成30年度

流山市指定介護保険サービス事業者等

集団指導

流山市 健康福祉部 介護支援課

目次

1	制度改正について（今回はありません）	2
2	介護報酬について	2
2-1	介護報酬全般	2
2-1-1	地域区分について	2
2-1-2	【総合事業】 他市町村所在の本市指定事業者に対する単価の取り扱い	2
2-1-3	日割請求における起算日	3
2-1-4	介護報酬の調べ方（加算含む）	5
2-2	加算・減算	7
2-2-1	各種加算の提出期限	7
2-2-2	加算の算定要件確認方法	7
2-2-3	【居宅介護支援】 運営基準減算	9
3	指定について	10
3-1	変更・廃止・休止・再開の届出について	10
3-2	業務管理体制の整備に係る届出について（今回は省略します）	13
3-3	指定基準について	13
3-3-1	指定基準の調べ方	13
3-3-2	介護保険施設等における身元保証人等について	14
3-3-3	【居宅介護支援】 一連のケアマネジメントプロセス	15
3-4	指定基準に係る各種手続き	17
3-4-1	【居宅介護支援】 頻回の訪問介護（生活援助中心型）	17
3-5	区分経理について（今回は省略します）	18
3-6	事故報告について（今回は省略します）	18
3-7	近年の消防法令の改正について（今回は省略します）	18
3-8	災害対策について（今回は省略します）	18
4	実地指導事例等について	18
5	参考資料	23

1 制度改正について（今回はありません）

2 介護報酬について

2-1 介護報酬全般

2-1-1 地域区分について

介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされています。（法第 41 条第 4 項等）

これを受け、利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があることを踏まえ、この地域差を介護報酬に反映させる為、介護報酬においては「単位」制を採用しており、地域ごと、サービスごとに 1 単位の単価が設定されています。

事業者を支払われるサービス費＝ サービスごとに算定した単位数 × サービスごと、地域ごとに設定された 1 単位の単価（10 円～11.40 円）

2-1-2 【総合事業】 他市町村所在の本市指定事業者に対する単価の取り扱い

The screenshot shows the Nagareyama City website interface. At the top, there is a header with the city name '流山市 Nagareyama city' and a slogan '都心から一番近い森のまち'. Below the header is a navigation menu with items: 'トップページ', 'くらしの情報', '流山市の魅力', 'イベント', '施設案内', '事業者向け情報', and '市政情報'. A search bar is located below the menu. The breadcrumb trail at the bottom of the page reads: '現在の位置: トップページ > くらしの情報 > 介護保険 > 介護保険サービス事業者に関する情報 (申請・届出・指導・監督) > 32 介護予防・日常生活支援総合事業の請求について'. The main content area shows a sub-menu for 'くらしの情報' and a specific page titled '32 介護予防・日常生活支援総合事業の請求について'.

03 地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について

04 介護保険サービス事業者の変更・廃止・休止・再開の届出について

05 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

06 共用型指定認知症対応型通所介護について

11 介護保険サービス事業者の各種加算

12 サービス提供体制強化加算

13 介護職員処遇改善加算

14 特定事業所集中減算（居宅介護支援）

15 事業所評価加算【介護予防通所介護相当サービス】

- 当該取扱いはあくまで本市の考えるものであり、他市町村の考え方はこれとまた異なることがありますので、各保険者に対して問い合わせをするようにして下さい。

事業所所在地・種類コード別単価（流山市総合事業）

コード	市内事業所	市外事業所
A1・A5（みなし）	【平成30年4月以降に提供したサービスはA2,A6】	
	国が定める単位数 × 流山市の地域区分単価 [6級地]	国が定める単位数 × 事業所所在地の地域区分単価
A2・A6（独自）	【平成27年4月1日以降に現行相当サービスの新規指定を受けた事業所に請求する場合】 流山市の単価（流山市が定める単位数 × 流山市の地域区分単価[6級地]）	
A3	流山市の単価（流山市が定める単位数 × 10 円[地域区分を考慮しない]）	

例えば、流山市被保険者が他市町村に所在する事業所のサービスを使う場合、流山市の単価（単位数・地域区分の単価）が適用されることとなります。
つまり、他市町村に所在する事業所であっても流山市の総合事業のサービスを提供するものと考えます。

住所地特例対象者に係る取扱い

- 地域支援事業における住所地特例対象者の取扱いは上記と異なり、施設所在市町村が総合事業も含めた地域支援事業を提供することとされています。
- この場合、施設所在市町村における指定をもって事業者はサービスを提供するものであるから、施設所在市町村の定める単価で保険者市町村に請求することとなります。
- したがって、本市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者に対する総合事業に係るサービス提供の請求においては、施設所在市町村の定めるサービス単価で請求することとなることに御注意下さい。（法第115条の45第1項）

2-1-3 日割請求における起算日

日割りの算定方法は、実際に利用した日数にかかわらず、起算日に応じた日数による日割りとしてください。

21 集団指導について

22 実地指導について

31 地域密着型サービス運営推進会議について

32 介護予防・日常生活支援総合事業の請求について

2. 介護予防・日常生活支援総合事業に係る日割請求における起算日について

- 介護予防・日常生活支援総合事業に係る請求について、月の途中で利用開始の契約を締結した場合は、包括報酬（定額請求）ではなく契約日を起算日として日割計算を行う必要があります。
- 起算日及び終了日については下記PDFファイルを御確認ください。

[📎 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について（1-資料9）（PDF 61.6KB）](#)

抜粋

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日
介護予防訪問介護相当サービス、 介護予防通所介護相当サービス	開始	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(要支援1⇔2) 区分変更(事業対象者⇒要支援) 区分変更(要介護⇒要支援) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1 事業所指定効力停止の解除 利用者との契約開始 	契約日

2 介護報酬について

		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居※1	退居日の翌日	
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除※1	契約解除日の翌日	
		介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所※1	退所日の翌日	
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援1⇔2) ・区分変更(事業対象者⇒要支援) 		変更日
			<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者⇒要介護) ・区分変更(要支援⇒要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1 ・事業廃止 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 	契約解除日 (廃止日) (開始日)
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居※1	入居日の前日	
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始※1	サービス提供日	
・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所※1	入所日の前日			
介護予防ケアマネジメント費、日割り計算用サービスコードがない加算	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。※1 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 	—	

※1 利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

2-1-4 介護報酬の調べ方（加算含む）

・『介護報酬の解釈 1 単位数表編』（通称：青本）

例）初回加算【居宅介護支援】

<p>①：本の本文に相当する部分。 ②：この文章は、国が定めたもの。（通称：単位数表告示） 正式名参照先：サービスの最初のページ（通則） ③：介護保険法の委任に基づくもの。法的拘束力あり 「介護保険法第 46 条第 2 項及び第 58 条第 2 項の規定に基づき～」</p>	<p>満たさないと介護報酬算定不可 →報酬返還の対象</p>
<p>□ 初回加算 300 単位 注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。</p>	<p>①：国が定めた委任先を記載。 正式名は凡例(p.3)参照 ②：法的拘束力あり 【厚生労働大臣が定める基準に適合する場合】→利用者等告示・五十六次のいずれかに該当している場合 イ 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 □ 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 【厚生労働大臣が定める基準】 →702頁</p>
<p>◇初回加算について [老企第 36 号 第 3 の 9] 初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合</p>	
<p>①：単位数表告示の実施に当たって、国が定めた留意事項通知。正式名は目次(p.4)参照 ②：この通知自体に法的拘束力はありません(※)が、立法者の留意事項であることを踏まえ、 流山市は、留意事項通知の内容も具備することによって単位数表告示を満たしていると判断します。 ※国から地方公共団体への技術的助言(地方自治法第 245 条の 4 第 1 項) ③：この場合、左上と右上を平易にまとめていますが、 留意事項通知で初めて登場する手続きや要件もあるので注意してください。 ④：次ページの緑本で初めて示される事項もあるので、よく確認してください。</p>	

『介護報酬の解釈 3 QA・法令編』(通称:緑本)

例)訪問介護の場合の目次の見方

<p>介護報酬(青本)に係るもの 自サービス以外に、共通に掲載されていることもあります</p>	<p>指定基準(赤本)に係るもの 自サービス以外に、共通に掲載されていることもあります</p>	<p>最近発出されたもの 介護報酬、指定基準両方あり Vol.○のどれかに掲載されていることもあります。</p>
<p>介護報酬 Q&A……………11 I 全サービス 全サービス共通【01】……………12 訪問系サービス共通【05】…32 通所系サービス共通【06】…34 II 居宅サービス 1 居宅サービス共通【02】…38 〈訪問系サービス〉 2 訪問介護【11】……………42 . . .</p>	<p>指定基準 Q&A……………317 I 全サービス 全サービス共通【01】……………318 訪問系サービス共通【05】…なし 通所系サービス共通【06】…330 II 居宅サービス 1 居宅サービス共通【02】…331 〈訪問系サービス〉 2 訪問介護【11】……………336 . . .</p>	<p>平成 30 年度報酬改定 Q&A…517 Vol.1(平成 30 年 3 月 23 日) ①全サービス共通……………518 ②訪問系サービス 訪問系サービス関係共通事項…518 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護関係 共通事項……………518 . . . Vol.4(平成 30 年 5 月 29 日) ①訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護関係 共通事項……………575</p>

2-2 加算・減算

2-2-1 各種加算の提出期限

流山市 都心から一番近い森のまち
Nagareyama city

文字サイズの変更 縮小する 元に戻す 拡大する 色の変更 1 2 3 4

[サイトマップ](#)
[携帯サイト](#)
[Foreign Languages](#)
[日本語](#)
 表示 PC スマートフォン

サイト全体から検索
 よくある質問から検索

[トップページ](#)
[くらしの情報](#)
[流山市の魅力](#)
[イベント](#)
[施設案内](#)
[事業者向け情報](#)
[市政情報](#)

現在の位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [介護保険](#) > [介護保険サービス事業者に関する情報\(申請・届出・指導・監督\)](#) > 11 介護保険サービス事業者の各種加算

くらしの情報

11 介護保険サービス事業者の各種加算

<p>は千葉県へ</p> <ul style="list-style-type: none"> > 03 地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について > 04 介護保険サービス事業者の変更・廃止・休止・再開の届出について > 05 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について > 06 共用型指定認知症対応型通所介護について > 11 介護保険サービス事業者の各種加算 > 12 サービス提供体制強化加算 	<p>(1) 届出に係る加算等の算定開始時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>算定開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 • 夜間対応型訪問介護 • 地域密着型通所介護 • (介護予防)認知症対応型通所介護 • (介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用含む) • 看護小規模多機能型居宅介護(短期利用含む) • 介護予防通所介護相当サービス(第一号通所事業) • 介護予防訪問介護相当サービス(第一号訪問事業) • 居宅介護支援 </td> <td> 1. 届出が到達した日が各月1日～15日の場合 → 翌月から算定 2. 届出が到達した日が各月16日～31日の場合 → 翌々月から算定 ※適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する趣旨 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> • (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用含む) • 地域密着型特定施設入居者生活介護 • 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 </td> <td>届出が受理された日が属する月の翌月から算定 (届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 訪問型サービスA • 介護予防支援 </td> <td>届出が必要な加算はありません。</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	算定開始時期	<ul style="list-style-type: none"> • 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 • 夜間対応型訪問介護 • 地域密着型通所介護 • (介護予防)認知症対応型通所介護 • (介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用含む) • 看護小規模多機能型居宅介護(短期利用含む) • 介護予防通所介護相当サービス(第一号通所事業) • 介護予防訪問介護相当サービス(第一号訪問事業) • 居宅介護支援 	1. 届出が到達した日が各月1日～15日の場合 → 翌月から算定 2. 届出が到達した日が各月16日～31日の場合 → 翌々月から算定 ※適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する趣旨	<ul style="list-style-type: none"> • (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用含む) • 地域密着型特定施設入居者生活介護 • 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 	届出が受理された日が属する月の翌月から算定 (届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定)	<ul style="list-style-type: none"> • 訪問型サービスA • 介護予防支援 	届出が必要な加算はありません。
サービス種別	算定開始時期								
<ul style="list-style-type: none"> • 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 • 夜間対応型訪問介護 • 地域密着型通所介護 • (介護予防)認知症対応型通所介護 • (介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用含む) • 看護小規模多機能型居宅介護(短期利用含む) • 介護予防通所介護相当サービス(第一号通所事業) • 介護予防訪問介護相当サービス(第一号訪問事業) • 居宅介護支援 	1. 届出が到達した日が各月1日～15日の場合 → 翌月から算定 2. 届出が到達した日が各月16日～31日の場合 → 翌々月から算定 ※適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する趣旨								
<ul style="list-style-type: none"> • (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用含む) • 地域密着型特定施設入居者生活介護 • 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 	届出が受理された日が属する月の翌月から算定 (届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定)								
<ul style="list-style-type: none"> • 訪問型サービスA • 介護予防支援 	届出が必要な加算はありません。								

2-2-2 加算の算定要件確認方法

- ①: 基本は青本、緑本で調べてください。
- ②: 届出が必要な一部の加算は、ホームページの様式に加算の要件(通知、Q&A も網羅)、添付書類を明示しています。

流山市 都心から一番近い森のまち
Nagareyama city

文字サイズの変更 色の変更

表示

サイト全体から検索 よくある質問から検索

[トップページ](#) [くらしの情報](#) [流山市の魅力](#) [イベント](#) [施設案内](#) [事業者向け情報](#) [市政情報](#)

現在の位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [介護保険](#) > [介護保険サービス事業者に関する情報 \(申請・届出・指導・監督\)](#) > 11 介護保険サービス事業者の各種加算

くらしの情報

介護保険

介護保険サービス事業者に関する情報 (申請・届出・指導・監督)

01 介護保険サービス事業所

11 介護保険サービス事業者の各種加算

ページ番号1016907 更新日 平成30年12月27日 印刷

12 サービス提供体制強化加算
 13 介護職員処遇改善加算
 14 特定事業所集中減算 (居宅介護支援)
 15 事業所評価加算【介護予防通所介護相当サービス】
 16 ADL維持等加算

添付ファイル

01 介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等に関する届出書 (Excel 148.0KB)

02 介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等状況一覧表 (Excel 718.5KB)

03 各種加算届出書の様式 (zip 335.7KB)

04 参考様式 (zip 1.3MB)

勤務表については、お手数ですが、下記リンク「01-1 介護保険サービス事業者の指定申請について」の添付ファイルを参照してください

10 添付書類一覧表 (地域密着) (Excel 43.1KB)

地域密着型サービスにおける加算届出に必要な添付書類一覧表です。

生活機能向上連携加算に関する届出書 (地域密着型通所介護事業所・(介護予防)認知症対応型通所介護事業所・介護予防通所介護相当サービス事業所)		添付書類 ★保管書類 (提出不要)	備考
1 事業所名			
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了		
3 届出項目	生活機能向上連携加算		
4 要件	1 (介護予防)訪問リハ事業所、(介護予防)通所リハ事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練の計画の作成を行っている。	<input type="checkbox"/> 委託契約書 (写) ★アセスメントの記録 ★個別機能訓練計画	・リハビリテーションを実施している医療提供施設とは次のようなもの 1. 診療報酬における医療別リハビリテーション料の届出を行っている次のいずれかに該当する病院 ア：許可病床数が200未満 イ：当該病院から半径400m以内に診療所が存在しない 2. 診療所 3. 介護老人保健施設 4. 介護療養型医療施設又は介護医療院 ・理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師 ・機能訓練指導員等：機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の者 ・当該事業所は訪問リハ事業所等と委託契約を締結する必要がある。委託料は合議により決定する。 ・委託先は同一法人でも可であるが、別法人からの求めがあった場合には積極的に対応するべきである。
		適・否	

2-2-3 【居宅介護支援】 運営基準減算

	対象	加算名	内 容
1	居宅	運営基準 減算 【抜粋】	<p>・あらかじめ利用者に、以下の説明をし、文書を交付していない場合、減算。</p> <p>1: 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。</p> <p>2: 利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができること。</p> <p>→記載先は重要事項説明書をおすすめします。</p>
2	居宅	運営基準 減算 【抜粋】	<p>・居宅サービス計画の新規作成及び変更の際、以下の場合、減算。</p> <p>1: 居宅を訪問し、アセスメントしていない場合。</p> <p>2: サービス担当者会議を開催していない場合。</p> <p>3: 居宅サービス計画原案を利用者(家族)に説明し、文書により同意を得て、利用者及び担当者に交付していない場合。</p>
3	居宅	運営基準 減算 【抜粋】	<p>・モニタリングにあたっては、以下の場合、減算。</p> <p>1: 介護支援専門員が毎月、居宅を訪問し、特段の事情なく、利用者に面接していない場合。</p> <p>2: モニタリングの記録をしていない状態が、特段の事情なく1月以上継続する場合。</p> <p>※特段の事情: 利用者の事情によるものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。</p>

3 指定について

3-1 変更・廃止・休止・再開の届出について



流山市 都心から一番近い森のまち
Nagareyama city

文字サイズの変更 色の変更 1 2 3 4

[サイトマップ](#)
[携帯サイト](#)
[Foreign Languages](#)
[日本語](#)

サイト全体から検索
 よくある質問から検索

トップページ

くらしの情報

流山市の魅力

イベント

施設案内

事業者向け情報

市政情報

現在の位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [介護保険](#) > [介護保険サービス事業者に関する情報 \(申請・届出・指導・監督\)](#) > 04 介護保険サービス事業者の変更・廃止・休止・再開の届出について

くらしの情報



介護保険

- [介護保険サービス事業者に関する情報 \(申請・届出・指導・監督\)](#)
- ▶ [01 介護保険サービス事業所の新規指定・指定更新](#)

04 介護保険サービス事業者の変更・廃止・休止・再開の届出について





ページ番号1016889

更新日 平成30年11月26日

1. 変更届概要

項目	説明
(1) 制度概要	事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、事業所を指定している保険者に対し、変更の届出をする必要があります。
(2) 提出期限	変更日から10日以内
(3) 必要書類	本ページ下部の添付ファイル「変更届に係る必要書類一覧表」のとおり

変更届に係る必要書類一覧表		必要書類																
No.	変更事由	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
		変更届出書	付表	運営規程	平面図	写真(カラー)	設備・備品等に係る一覧表	賃貸借契約書(写)	建物の登記簿謄本等(写)	法人登記事項証明書(写)	誓約書	経歴書	勤務表	資格証(写)	協定書又は契約書(写)	体制等届出書	体制等状況一覧表	加算の種類別に求める書類
1	事業所・施設の名称	○	○	○														
2	事業所・施設の所在地	○	○	○	○	○	○	△	△									
3	申請者・開設者の名称	○								○								
4	主たる事務所の所在地	○								○								
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○								○	○							
6	登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	○								○								
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等(事業所の平面図及び設備の概要)	○	○		○	○	○											
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所	○	○									△	○	△				
9	運営規程	○	○	○									△					
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関の名称及び診療科名等	○													○			
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	○																
12	本体施設、本体施設との移動経路等	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○
13	併設施設の状況等	○																
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	○	○										○	○				
15	事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別	○																
16	その他の事項	○																

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 35 指定認知症対応型共同生活介護事業者等の自己評価・外部評価の実施について ▶ 36 介護・老人福祉関係施設における感染症等発生時に係る報告について ▶ 流山市の訪問型サービス（第一号訪問事業）について ▶ 41 第7期介護保険事業計画における施設整備方針について 	<p>▶ 添付ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> 01変更届に係る必要書類一覧表（PDF 121.9KB） □ 02変更届出書（Word 20.9KB） □ 付表・勤務表等、添付書類に係る参考様式は、お手数ですが下記リンク「01 介護保険サービス事業者の指定申請について」の添付ファイルを参照してください。 03再開届出書（Word 19.1KB） □ 04廃止・休止届出書（Word 19.4KB） □ 05辞退届出書【地域密着型介護老人福祉施設のみ】（Word 18.2KB） □ 06（参考様式）変更等事業所一覧表（Excel 10.9KB） □ <p>▶ 関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 01 介護保険サービス事業者の新規指定・指定更新
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 06 共用型指定認知症対応型通所介護について ▶ 11 介護保険サービス事業者の各種加算 ▶ 12 サービス提供体制強化加算 ▶ 13 介護職員加算改善加算 	<p>2. 廃止届・休止届概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 制度概要</td> <td>事業を廃止又は休止する場合は、事業所を指定している保険者に対し、廃止又は休止の届出をする必要があります。</td> </tr> <tr> <td>(2) 提出期限</td> <td>廃止日又は休止日の1月前まで</td> </tr> <tr> <td>(3) 提出書類</td> <td>1. 休止届出書 2. 廃止届出書又は指定辞退届出書（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	説明	(1) 制度概要	事業を廃止又は休止する場合は、事業所を指定している保険者に対し、廃止又は休止の届出をする必要があります。	(2) 提出期限	廃止日又は休止日の1月前まで	(3) 提出書類	1. 休止届出書 2. 廃止届出書又は指定辞退届出書（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合）
項目	説明								
(1) 制度概要	事業を廃止又は休止する場合は、事業所を指定している保険者に対し、廃止又は休止の届出をする必要があります。								
(2) 提出期限	廃止日又は休止日の1月前まで								
(3) 提出書類	1. 休止届出書 2. 廃止届出書又は指定辞退届出書（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合）								

3-2 業務管理体制の整備に係る届出について（今回は省略します）

3-3 指定基準について

3-3-1 指定基準の調べ方

・『介護報酬の解釈 2指定基準編』（通称：赤本）

- ①：左段は、本文に相当する部分。
- ②：この文章は、国が定めたもの。（通称：基準省令）
正式名参照先：サービスの最初のページ
- ③：◇、☆、下線などの凡例も、サービスの最初のページを参照。
- ④：法的拘束力あり。「○○に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。」
（「流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第 36 条）
（地域密着型介護予防サービスも別の条例[第 16 条]で規定）
（居宅介護支援・介護予防支援もそれぞれ別の条例[第 6 条]で規定）

指定拒否の禁止（☆基準第 37 条）◇

第 3 条の 8 指定地域密着型通所介護事業者は、
正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではならない。

(2) 提供拒否の禁止 ☆一

基準第 3 条の 8 は、指定地域密着型通所介護者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合である。

- ①：基準の趣旨及び内容を記載した国の**解釈通知**。正式名はサービスの最初のページ参照。
- ②：この通知自体に**法的拘束力はありません**(※)が、立法者の解釈であることを踏まえ、
流山市は、解釈通知の内容も具備することによって基準省令を満たしていると判断します。
※国から地方公共団体への技術的助言(地方自治法第 245 条の 4 第 1 項)
- ③：基準省令の趣旨、具体例のほか
解釈通知で初めて示される内容もあるので注意してください。
- ④：『介護報酬の解釈 3QA・法令編』（通称：緑本）で初めて示される事項もあるので、よく確認してください。

3-3-2 介護保険施設等における身元保証人等について

(1) 介護保険施設等では、次の機能・役割のために「身元引受人」や「身元保証人」等をサービスの利用契約時に求めています。

- ① 滞納リスクの回避
- ② 医療同意を求めるため(侵襲性の高いものも含む。)
- ③ 身上保護のため

(2) 介護保険施設等に関する法令上は身元保証等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、「正当理由」なくサービス提供を拒否することはできません。つまり、入院・入所希望者に身元保証等がないことは、サービス提供を拒否する「**正当な理由**」に該当しません。また、要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否することもできません。

正当な理由とは

- ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービス提供をすることが困難な場合

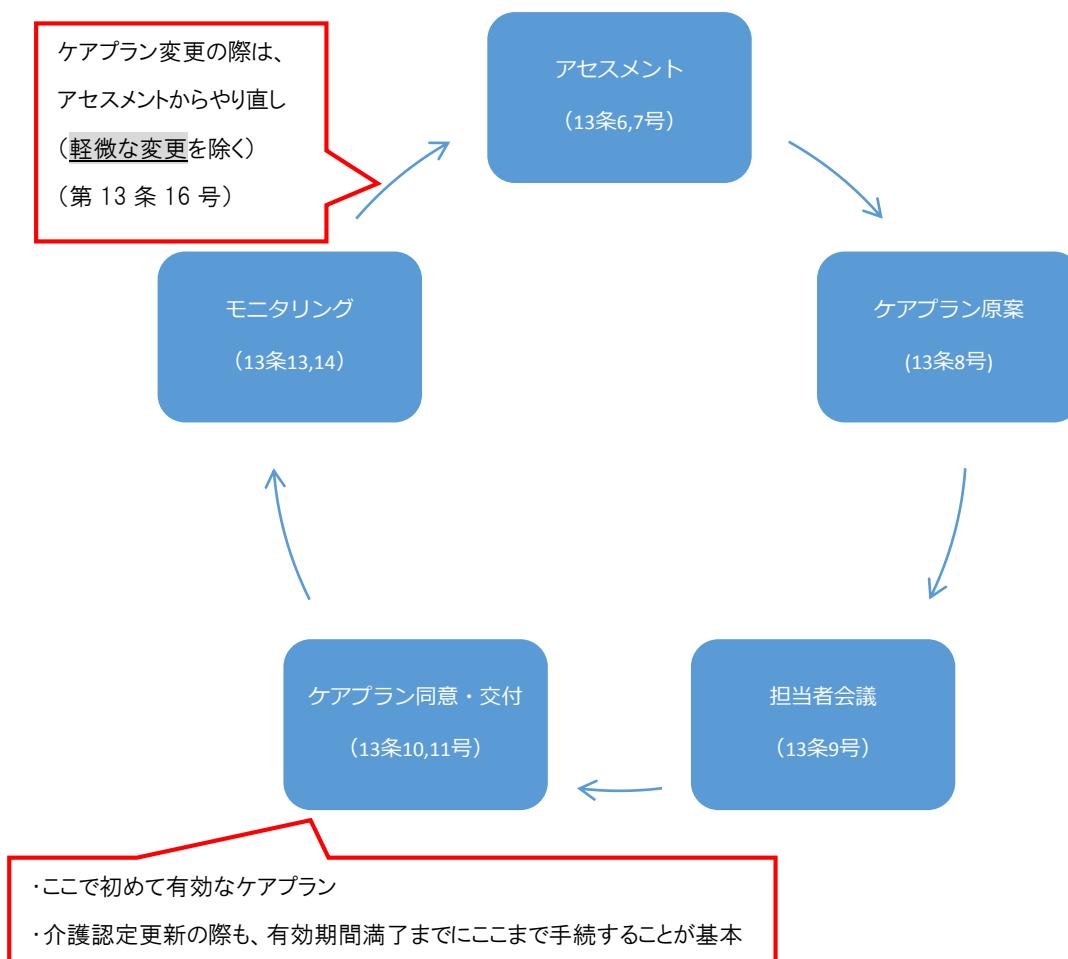
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
(提供拒否の禁止)

第3条の8 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

※当該規定を各サービスの基準において準用しています。

(3) その他詳細については、介護保険最新情報vol. 676を参照してください。

3-3-3 【居宅介護支援】一連のケアマネジメントプロセス

**軽微な変更とは**

- ・利用者の希望による軽微な変更(例えば、以下のような場合で、介護支援専門員が一連のケアマネジメントプロセスが必要ないと判断したもの。)
- ・ケアプラン変更の際には、変更した理由を記載することをおすすめします。
- ・軽微な変更の際は、軽微と判断した理由を記載することをおすすめします。

軽微な変更の項目	内 容
サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更の場合
サービス提供の回数変更	同一事業所における週 1 回程度のサービス利用回数の増減のような場合
利用者の住所変更	左記同様
事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更の場合
目標期間の延長	ケアプラン上の目標設定[期間や課題]を変更する必要がなく、単に目標設定期間の延長を行う場合

福祉用具で同等の用具に変更するに際し、単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合
目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	左記同様
目標を達成するためだけのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者とは面識を有していること)の場合

※介護保険最新情報 Vol.155 より

3-4 指定基準に係る各種手続き

3-4-1 【居宅介護支援】頻回の訪問介護（生活援助中心型）

流山市 都心から一番近い森のまち
Nagareyama city



文字サイズの変更 色の変更 1 2 3 4

サイト全体から検索
 よくある質問から検索

トップページ

くらしの情報

流山市の魅力

イベント

施設案内

事業者向け情報

市政情報

現在の位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [介護保険](#) > [介護保険サービス事業者に関する情報（申請・届出・指導・監督）](#) > 34 頻回の訪問介護（生活援助中心型）を位置つけた居宅サービス計画の届出について

くらしの情報



介護保険

- [介護保険サービス事業者に関する情報（申請・届出・指導・監督）](#)
- ▶ [01 介護保険サービス事業所の新規指定・指定更新](#)
- ▶ [02 老人福祉法上必要な届出](#)

通所介護について

- ▶ [11 介護保険サービス事業者の各種加算](#)
- ▶ [12 サービス提供体制強化加算](#)
- ▶ [13 介護職員処遇改善加算](#)
- ▶ [14 特定事業所集中減算（居宅介護支援）](#)
- ▶ [15 事業所評価加算【介護予](#)

34 頻回の訪問介護（生活援助中心型）を位置つけた居宅サービス計画の届出について





ページ番号1019580

更新日 平成30年12月10日

1 概要

- 訪問回数が多い居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）については、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）がその内容を確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当とされています。
- よって、平成30年10月1日から、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）が統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型に限る。以下同じ。）を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出ることが必要となります。

3 届出の対象要件

平成30年10月1日以降に、作成又は変更（軽微な変更は除く。以下同じ。）したケアプランのうち、次の要件を満たす場合、市町村に届出が必要となります。

ケアプランに位置づける訪問介護の回数 ≥ 厚生労働大臣が定める回数（表2）

表2 厚生労働大臣が定める回数

要介護度	1	2	3	4	5
回数/月	27	34	43	38	31

3-5 区分経理について（今回は省略します）

3-6 事故報告について（今回は省略します）

3-7 近年の消防法令の改正について（今回は省略します）

3-8 災害対策について（今回は省略します）

4 実地指導事例等について

1 概要

流山市 Nagareyama city

文字サイズの変更 縮小する 元に戻す 拡大する 色の変更 1 2 3 4

[サイトマップ](#)
[携帯サイト](#)
[Foreign Languages](#)
[日本語](#)
 表示 PC スマートフォン

サイト全体から検索
 よくある質問から検索
 検索

[トップページ](#)
[くらしの情報](#)
[流山市の魅力](#)
[イベント](#)
[施設案内](#)
[事業者向け情報](#)
[市政情報](#)

現在の位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [介護保険](#) > [介護保険サービス事業者に関する情報（申請・届出・指導・監督）](#) > 22 実地指導について

くらしの情報

介護保険

- 介護保険サービス事業者に関する情報（申請・届出・指導・監督）
 - 01 介護保険サービス事業所の新規指定・指定更新
 - 02 老人福祉法上必要な届出は千葉県へ

22 実地指導について

ページ番号1000897 更新日 平成30年12月3日 印刷

実地指導の概要

流山市における実地指導

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法第23条 流山市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（以下、「要綱」という。）（後日掲載）
目的	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。（要綱が引用する、介護保険施設等指導指針より）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：事業者及びその従業員等 強制力：実地指導による行政指導に従わない場合、段階を踏んで監査に移行します。

実地指導の流れ	スケジュール	概要
	指導日1カ月前	<ul style="list-style-type: none"> 実施通知（郵送） 事前提出及び当日準備すべき資料のご用意をお願いします。必要な様式は、ページ下部の添付ファイルをご利用ください。
	指導日2週間前	<ul style="list-style-type: none"> 事前提出資料の提出（郵送又は持参）
	指導当日	<ul style="list-style-type: none"> 当日準備書類をご用意ください。 指定基準及び加算要件を中心に実績の確認を行います。

2 今年度の指導事例(抜粋)

(1)人員基準

	対象	指導内容
1		特になし

(2)運営基準

	対象	指導内容
1	全般	【掲示】 ・重説(の項目)、指定通知書等を事業所の入り口等、見やすい場所に掲示すること。 ・重説本体である必要はない。
2	全般	【広告】 看板や車に過去に提供していたサービスが記載されていたので、改めること。
3	全般	【重要事項説明書】 ・秘密保持に関する事項を記載すること。 (参考:重説記載事項) ・運営規程の概要 ・勤務体制 ・秘密保持 ・苦情処理の体制
4	全般	【財務諸表】 拠点別・サービス種別ごとに区分経理すること。
5	全般	【相談室】 物置化しているので、相談に適した環境にすること。
6	地域 密着	【運営推進会議】 記録を公表すること。 公表方法例:事業所に掲示。HPに掲載。
7	小多機 看多機 GH	【協定書】 夜間救急対応のための、介護保険施設・病院等との連携及び支援体制を整えること。
8	居宅	【個別サービス計画書の提出】 介護支援専門員は居宅介護サービス計画に位置付けられた事業者提出を求めること。
9	居宅	【サービス担当者会議】 やむを得ず欠席する場合には照会等で意見を求めること。
10	居宅	【重要事項説明書】 「居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること」旨の記載すること。
11	居宅	【ケアプランの変更】

4 実地指導事例等について

	変更に際しては、利用者の同意を得てから変更後のサービスを提供すること。
--	-------------------------------------

(3) 報酬等

	対象	指 導 内 容
1	全般	【介護職員処遇改善加算】 加算の使用用途は、介護職員に限ること。
2	居宅	【運営基準減算】 ケアプラン変更の際は、アセスメントを含む一連のケアマネジメントプロセスを実施すること。
3	小多機 看多機	【サービス過小に対する減算】 減算に該当するかどうか確認すること。

4 【居宅】【特定事業所集中減算】

特定事業所集中減算算定表を作成し、2年間保存すること。

流山市 都心から一番近い森のまち
Nagareyama city

文字サイズの変更 色の変更

◎サイト全体から検索 ◎よくある質問から検索

トップページ < 暮らしの情報 < 流山市の魅力 < イベント < 施設案内 < 事業者向け情報 < 市政情報

現在の位置: [トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [介護保険](#) > [介護保険サービス事業者に関する情報 \(申請・届出・指導・監督\)](#) > 14 特定事業所集中減算 (居宅介護支援)

14 特定事業所集中減算 (居宅介護支援)

ページ番号1018660 更新日 平成30年10月3日

対象	手続き
1. 流山市内全ての居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 「特定事業所集中減算算定表」を用いて、毎年2回、判定期間中に作成された対象サービスを位置つけた居宅サービス計画数に対する紹介率最高法人の居宅サービス計画数の割合を算出する。 当該算定表は2年間保存する。
2-1. 「1」において算出した割合が、すべての対象サービスについて80%を超えなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> 現在、当該減算適用外の場合、提出の必要はありません。 現在、当該減算適用中の場合、「2-2」と同様の手続きをお願いします。
2-2. 「1」において算出した割合が、いずれかの対象サービスについて80%を超えた場合	<ul style="list-style-type: none"> 「4 提出書類」を参照し、提出期限までに提出してください。
3-1. 「2」において、正当な理由がある場合	下記「正当な理由」に該当する場合は、そのことが確認できる書類を追加してください。
3-2. 「2」において正当な理由がない場合 (市が正当な理由に該当しないと判断したときを含む。)	減算適用期間における居宅介護支援費のすべてについて、1月につき200単位を所定単位数から減算となります。

2 判定期間、提出期限、減算適用期間

区分	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	3月～8月 平成30年度は4月～8月	9月15日	10月～翌年3月
後期	9月～2月	3月15日	4月～9月

3 「正当な理由」の判断基準

判断基準	添付書類
1. 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域において、「対象サービス種別ごとの事業所数」が、5事業所未満である場合。	「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、減算要件となったサービスの事業者一覧 (6カ月分)
2. 判定期間の1カ月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合。	なし。 ただし、件数の根拠等を事業所内において整理しておいてください。 (実地指導等において提示を求める場合があります。)
3. 判定期間の1カ月当たりの居宅サービス計画のうち、対象サービスごとの居宅サービス計画数が1カ月当たり平均10件以下の場合。	なし。 ただし、件数の根拠等を事業所内において整理しておいてください。 (実地指導等において提示を求める場合があります。)
4. 利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている。	1. 理由書 (別添1) 2. 地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書 (別添2) 3. 特定事業所集中減算に係る計算書 (別添3)

5 【居宅】【退院・退所加算】

カンファレンスの要件を適切に満たすこと。本資料「2-2-2 加算の算定要件確認方法」から閲覧可。

退院・退所加算（届出なし）	加算		★保管書類（届出不要）	備考	根拠
	(I)イ(1)回(Ⅰ)回	(I)ロ(2)回(Ⅱ)回			
3 面談により利用者に関する必要な情報を得た回数	1回	2回	★保管書類（届出不要） ・当該病院、診療所、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型施設等の職員 ・退院・退所前に情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内までに情報を得る	備考 ・当該病院、診療所、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型施設等の職員 ・退院・退所前に情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内までに情報を得る	根拠 者令第36号 第3の13 (介護保険最新情報Vol628)
4 面談に代わりカンファレンスを実施した回数	1回	合計2回以上 うちカンファレンス1回以上	★居宅サービス計画等 (居宅介護支援経過やメモ可) ★病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い報告し情報提供した文書 ★カンファレンスに出席した医師、看護師、介護士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、相談支援専門員 ★カンファレンスに出席した特養、老健、介護医療院、介護療養型施設の医師、看護師、介護士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、相談支援専門員 ★カンファレンスに出席した生活相談員、支援相談員等、情報提供を行える者 ★カンファレンスに出席した相談支援専門員	【1. 退院・退所先別、カンファレンスの参加者】 (1) 病院又は診療所 ①入院先の医師又は看護師 ②介護支援専門員 ③次のうちから2つ以上 A：在宅療養を担う医師又は看護師等 B：原簿医である歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士 C：次の者のいずれか（原簿医の薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士） D：相談支援専門員 (2) 当該施設に所属する特養、老健、介護医療院、介護療養型施設 ①入所者又はその家族 ②施設の従業員 ③介護支援専門員、生活相談員、支援相談員等、情報提供を行える者 ④介護支援専門員 【2. 居宅サービス計画等の記載内容】 カンファレンスの日時、場所、出席者、内容の要点	者令第36号 第3の13 (介護保険最新情報Vol628) 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol2) について (介護保険最新情報Vol273) 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol1) について (介護保険最新情報Vol629)
	0回	0回	★退院・退所情報記録簿		居宅介護支援事業者の入院時・退院時・退所時に関する情報 加算及び退院・退所加算に係る様式例の提示について(通知)

5 参考資料

以下、介護サービス事業を運営していくに当たり、参考となる資料がアップされているHPを紹介します。

○厚生労働省 HP

・社会保障審議会（介護給付費分科会）

主に、制度改正に係る介護報酬やその他基準関係について審議されており、当該事項に関する資料が公開されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

・社会保障審議会（介護保険部会）

主に、介護保険法令の制度改正や介護保険事業計画に関する事項について審議されており、当該事項に関する資料が公開されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

毎年度1回開催される、介護保険制度全般に係る事項に関する資料が公開されています。当該資料を読み込むことで、介護保険制度について全体的に把握することが可能となります。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=129155>

・介護・高齢者福祉

主に、介護保険制度に関する施策情報や関連審議会・検討会等に関するページへのリンクが公開されています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/

○WAM NET(ワムネット)

独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトであり、介護保険制度に関する情報が公開されています。

・国保連インターフェース

主に、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(事務連絡)が公開されています。当該情報は、介護報酬の請求に係る事項及び請求に係る国保連インターフェースに関する事項となっています。

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020050010>

・「介護保険最新情報」

主に、厚生労働省介護保険関係課から各自治体の介護保健主管課に対して通知される介護保険制度に係る最新情報が公開されています。

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>